

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コスタリカ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	810,000千円 H22.3.31まで	H22.2.16 サンホセ で (同日)	日本側 山口英一在コスタリカ大使 コスタリカ側 ゴルーノ・スタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣	H22.3.3 87号
コスタリカ	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	700,000千円 H22.3.31まで	H22.3.19 サンホセ で (同日)	日本側 山口英一在コスタリカ大使 コスタリカ側 ゴルーノ・スタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣	H22.4.8 188号
コスタリカ	コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の交換公文	コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	41,100千円 H25.1.31まで	H22.3.19 サンホセ で (同日)	日本側 山口英一在コスタリカ大使 コスタリカ側 ゴルーノ・スタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣	H22.4.8 189号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。